- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (2)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに 新和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第832号

熊本県要保護児童対策地域協議会設置要綱を次のように定める。

平成 17 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県要保護児童対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

- 1条 要保護児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の早期発見やその適切な保護を図るため 第1条 に、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が 当該児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)等に関する情報や考え方を 共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることにかんがみ、法第25条の 2 第 1 項の規定に基づき、熊本県要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。) を設置することとし、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (業務)
- 協議会は、法第25条の2第2項に規定する要保護児童等に関する情報その他要保 第2条 護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対 する支援の内容に関する協議を行うほか、次の各号に掲げる活動を行うことができる。
 - 要保護児童問題に関する県全体の活動及び広報計画等に関すること。 (1)
 - その他要保護児童対策に関し必要な活動 (2)

(会員)

- 第 3 条 協議会は、別表1に掲げる行政機関、別表2に掲げる法人及び別表3に掲げる児 童福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者をもって構成する。
- 協議会の構成員は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らして はならない。その職を退いた後も同様とする。
- (会長及び副会長) 条 協議会に、会長及び副会長を置く。 会長は会員の互選による。 第 4 条
- 副会長は会長が指名する。
- 会長は協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長の職 務を代理する。

(組織)

- 協議会は、代表者会議及び実務者会議によって組織する。
- 協議会の下に、県地域振興局を管轄地域とする地域部会を設置するものとする。
- 地域部会の設置及び運営に関する事項は別に定める。 (代表者会議)
- 第6条 代表者会議は、要保護児童への支援活動が円滑に機能するよう環境整備を行うた め、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1)要保護児童とその支援に関するシステム全体に関すること。
 - 協議会の年間活動方針に関すること。 (2)
 - 協議会の活動の評価に関すること。 (3)
 - その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項 (4)
- 代表者会議は会長が必要に応じて招集し、会長がその議長になる。 (実務者会議)
- 実務者会議は、実際に活動する実務者により構成し、要保護児童の支援等に関す 第7条 る次の各号に掲げる事項について協議する。
 - 要保護児童の実態把握に関すること。 (1)
 - (2)要保護児童への支援活動に関すること。
 - 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。 (3)
 - その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項 (4)
- 実務者会議は会長が必要に応じて招集し、会長がその議長になる。 (地域部会)
- 8条 地域部会は、協議会のもと、管轄する地域において、関係機関と連携を図り、法第25条の2第2項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる活動を行うことができる。 (1) 要保護児童問題に関し、管轄する地域における活動及び広報計画等に関すること。 (2) その他管理な地域における要保護児童対策に必要な活動。 第8条

 - (要保護児童対策調整機関の指定)
- 知事は、法第25条の2第4項の規定により、熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課 を要保護児童対策調整機関として指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

- 第 10 条 法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次 に掲げるとおりとする。
 - 協議会の事務の総括に関すること。 (1)
 - ア 協議会の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。
 - 協議会の議事の運営に関すること。 協議会に係る資料の保管に関すること 1
 - ゥ
 - 要保護児童に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関する (2)
 - ア 関係機関等による要保護児童に係る支援の実施状況の把握に関すること。
 - アにより把握した要保護児童の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に 関すること。

(関係機関等への協力要請)

協議会が協議会の構成員以外の者に対して法第25条の3に規定する協力要請と 第 11 条 同様の協力要請を行う場合に当たっては、協議会は個人情報の保護に配慮しなければな らない。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長 第 12 条 が代表者会議に諮って別に定める。

則 附

- この要綱は、平成17年6月1日から施行する。
- この要綱の施行に伴い、熊本県児童虐待防止関係機関会議設置要項は、廃止する。

別表1

国又は地方公共団体の機関(児童福祉法第25条の5第1号)

- 熊本家庭裁判所
- ・熊本地方法務局
- ・熊本県警察本部少年サポートセンター
- ·熊本県教育庁義務教育課
- 熊本県県教育庁高校教育課
- 熊本県教育庁社会教育課
- ·熊本県教育庁体育保健課
- ・熊本県子育て支援課
- ・熊本県健康福祉部健康づくり推進課
- ・熊本県こども総合療育センター
- 熊本県総務部私学文書課
- 熊本県環境生活部人権同和対策課
- ・熊本県環境生活部人権センター
- ・熊本県精神保健福祉センター
- ・熊本県環境生活部男女共同参画・パートナーシップ推進課
- ・熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課
- 熊本県福祉総合相談所
- · 熊本県中央児童相談所
- 熊本県八代児童相談所

別表 2

法人 (児童福祉法第25条の5第2号)

- 社団法人熊本県私立幼稚園連合会
- 社団法人熊本県保育協会
- ・熊本県弁護士会
- 社団法人熊本県医師会
- · 社団法人熊本県歯科医師会
- 社団法人熊本県精神科病院協会
- 社団法人熊本県薬剤師会
- 社団法人熊本県看護協会

別表 3

児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(児童福祉法第25条の5第3 号)

- ・熊本県公立高等学校長会会長及びその他の役職員
- ・熊本県国公立幼稚園会会長及びその他の役職員
- ・熊本県小中学校長会会長及びその他の役職員
- ・熊本県私立中学高等学校協会会長及びその他の役職員
- ・キッズ・ケア・センターセンター長及びその他の職員
- ・熊本県里親協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県市家庭相談員連絡協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県保育協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県民生委員児童委員協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県養護協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県人権擁護委員会連合会会長及びその他の役職員
- ・熊本県公的病院長会会長及びその他の役職員
- ・熊本県市長会会長及びその他の役職員
- ・熊本県町村会会長及びその他の役職員

熊本県告示第833号

用品調達に係る業者選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 17 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

用品調達に係る業者選定要領の一部を改正する要領

用品調達に係る業者選定要領(平成14年熊本県告示第840号)の一部を次のように改正 する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 指名審査会は、次に掲げる者を指名審査員として構成する。

設計高 10,000 千円以上 出納局長、管理調達課長、管理調達課長補佐及び管理調 達課長が指名した者

設計高 10,000 千円未満 管理調達課長、管理調達課長補佐及び管理調達課長が指 名した者

(2) 指名審査会に次に掲げるところにより会長を置く。

前号アの場合に該当するときは、出納局長をもって充てる。 前号イの場合に該当するときは、管理調達課長をもって充てる。 1

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次 に次の1号を加える。

会長に事故があるときは、次に掲げる者がその職務を代行する。 (3)

第1号アの場合に該当するとき 管理調達課長

第1号イの場合に該当するとき 管理調達課長補佐

附則

この要領は、告示の日から施行する。

熊本県告示第834号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規定により次の指定居宅支 援事業者から廃止の届出があった。

平成 17 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

東米ボの夕みなび武力地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
事業所の名称及び所在地	の所在地及び代表者の氏名			
訪問介護事業所福祉サービ	社会福祉法やまなみ会	平成 17 年	43000100122117	身体障害者
スセンター ほっと館	阿蘇郡産山村大字大利 657 番	5月31日		居宅介護
阿蘇郡産山村大字大利 657	地 3			
番地 2	福田 金晴			

熊本県告示第835号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により次の指定居宅支 援事業者から廃止の届出があった。

平成 17 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
	の所在地及び代表者の氏名			
訪問介護事業所福祉サービ	社会福祉法やまなみ会	平成 17 年	43000200207115	知的障害者
スセンター ほっと館	阿蘇郡産山村大字大利 657 番	5月31日		居宅介護
阿蘇郡産山村大字大利 657	地 3			
番地 2	福田金晴			